

入札公告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び奈良県広域水道企業団契約規程令和7年奈良県広域水道企業団規程第36号)第3条に基づき、一般競争入札(以下「入札」という。)について次のとおり公告する。

令和8年6月11日

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真

1. 業務の概要

- (1) 業務名：昭和浄水場更新事業基本設計業務
- (2) 業務番号：02-R8GT4-035
- (3) 業務場所：奈良県大和郡山市額田部北町地内
- (4) 業務内容：本業務は、奈良県広域水道企業団基本計画（以下、「基本計画」という。）ならびに大和郡山市水道事業ビジョン・施設整備計画（以下、「整備計画」という。）に基づき、昭和浄水場の更新に関する基本設計を実施することを目的とする。
これにより、昭和浄水場の安定的な稼働と効率的な維持管理体制の確立を目指す。
- (5) 業務期間：令和8年9月11日から令和10年4月28日まで
- (6) 受注者の選定方法：価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（加算式）とする。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税の滞納のない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 大和郡山市建設工事等競争入札参加登録者名簿に建設コンサルタント（上水道及び工業用水道部門）で、入札公告時点において1年以上登録があり、公告日時点でその登録が有効な者
- (5) 平成28年度以降公告日まで、元請として浄水場の更新基本設計業務（施設、設備単体の更新を除く）の受注実績を1件以上有すること。※簡易水道事業は含まない。
- (6) 次に掲げる基準を満たす管理技術者・担当技術者を当該業務に配置できること。なお管理技術者と照査技術者の兼任はできない。

ア 管理技術者

(ア) 平成28年度以降公告日まで、浄水場の更新基本設計業務（施設、設備単体の更新を除く）の従事実績を1件以上有する者であること。※簡易水道事業は含まない。

(イ) 次のaからcのいずれかに該当する者であること。

- a 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第10号に定める上下水道部門の選択科目が、上水道及び工業用水道でなされている者
- b 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第21に定める総合技術監理部門で選択科目が、上下水道－上水道及び工業用水道でなされている者
- c シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格制度施行規程第8条に定められた技術部門の登録において、上水道及び工業用水道でなされている者

イ 担当技術者

(ア) 平成28年度以降公告日まで、浄水場の更新基本設計業務（施設、設備単体の更新を除く）の従事実績を1件以上有する者であること。※簡易水道事業は含まない。

(イ) 次のaからcのいずれかに該当する者であること。

- a 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第10号に定める上下水道部門の選択科目が、上水道及び工業用水道でなされている者
- b 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第21号に定める総合技術監理部門で選択科目が、上下水道－上水道及び工業用水道でなされている者
- c シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格制度施行規程第8条に定められた技術部門の登録において、上水道及び工業用水道でなされている者

ウ 照査技術者

(ア) 次の a から c のいずれかに該当する者であること。

a 技術士法第 2 条に定められた技術士で、法第 3 2 条第 1 項の登録を法施行規則第 2 条第 1 0 号に定める上下水道部門の選択科目が、上水道及び工業用水道でなされている者

b 技術士法第 2 条に定められた技術士で、法第 3 2 条第 1 項の登録を法施行規則第 2 条第 2 1 号に定める総合技術監理部門で選択科目が、上下水道－上水道及び工業用水道でなされている者

c シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格制度施行規程第 8 条に定められた技術部門の登録において、上水道及び工業用水道でなされている者

エ 配置技術者に対するその他の規定

(ア) 配置予定の技術者にあつては、入札参加申請日前の 3 ヶ月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(イ) 配置予定技術者は落札決定の日から 1 4 日以内に配置できること。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業能力」、「配置予定技術者の能力」及び「技術評価」をもつて入札に参加し、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算式により算定する。

入札参加者から提出された資料及び入札書の内容について、技術点を 70 点、価格点を 30 点として評価する。

$$\text{評価値} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{※価格点} = 30 \text{ 点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格 (税抜)}$$

イ 評価値は、小数点以下 2 位止め(3 位を四捨五入)とするが、同位のものがある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。

ウ 評価項目の詳細は入札説明書及び落札者決定基準による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所 工務課 浄水係

住所：〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町1038番地

TEL：0743-56-0591

FAX：0743-56-0506

E-mail：yamatokoriyama-syowajosui@union.nara-water.lg.jp

ホームページ：<https://www.union.nara-water.lg.jp/category/2-1-3-4-2-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書等を本業務の入札参加希望者に以下のとおり交付する。

ア 交付場所 4 (1) に同じ

イ 交付期間 令和 8 年 6 月 1 1 日 (木) から

ウ 交付方法 入札説明書は、令和 8 年 6 月 1 1 日 (木) から企業団の下記のホームページに公表するので、ダウンロードし取得すること。

ホームページ：<https://www.union.nara-water.lg.jp/category/2-1-3-4-2-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 入札参加申請書の提出期間、場所及び方法

申請書、資料及び次の受付期間及び受付場所に持参又は郵送するものとし、ファックス又

は電子メールによるものは受け付けない。

ア 受付期間：令和8年6月11日（木）から令和8年6月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

イ 受付場所：4（1）に同じ

（4）入札参加資格の確認は、入札参加申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和8年6月29日（月）までに電子メールにより通知する。

（5）入札書類の提出

（4）により入札参加資格を有するとされた者は、入札説明書に定める入札書類（技術提案書及び入札書）を、令和8年7月17日（金）午前10時までに提出するものとする。

（6）入札書の開札等

ア 日時：令和8年9月7日（月）

イ 開札立会 開札への入札参加者の立会を行わない。

（7）選定結果の通知

令和8年9月10日（木）までに「昭和浄水場浄水場更新事業基本設計業務事業者選定結果」を電子メールにより入札参加者に通知する。

（8）選定結果の公表

（7）の通知後、奈良県広域水道企業団公式ホームページ上に掲載する。

5. 予定価格及び最低制限価格

（1）予定価格（税込価格）を以下のとおり設定する。

94,597,800 円

入札価格が、上記の予定価格に100分の110で除した額を超過している場合は、失格となる。

（2）最低制限価格（税込価格）を以下のとおり設定する。

75,944,000 円

入札価格が、上記の最低制限価格に100分の110で除した額未満である場合は、失格となる。

6. その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

ただし、奈良県広域水道企業団契約規程第4条第1項各号に該当する場合はこれに免除する。

② 契約保証金 奈良県広域水道企業団契約規程第19条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、同条第1項1号及び第2号に該当する場合はこれに免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 申請書及び資料の作成に関する説明会を実施しない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) 前払金 なし

(9) 出来高払 なし